

港湾施設使用料金表

種 別		単 位		使用料	
岸壁・物揚場	定期船以外の船舶	外航船舶	12時間まで	6円75銭	
		内航船舶		7円09銭	
		外航船舶	12時間を超え24時間まで	9円	
		内航船舶		9円45銭	
	定期船	外航船舶	24時間を超え24時間まで	船舶総トン数1トンにつき	4円50銭
		内航船舶			4円73銭
		外航船舶	24時間を超え24時間まで	船舶総トン数1トンにつき	3円
		内航船舶			3円15銭
定期船	外航船舶	24時間を超え24時間まで	船舶総トン数1トンにつき	1円50銭	
	内航船舶			1円58銭	
軌道走行式荷役機械	ガントリークレーン	月曜日から土曜日まで(休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)を除く。)の午前8時から午後10時までの間		1基30分につき	32,000円
		月曜日から土曜日まで(休日を除く。)の上記以外の時間並びに日曜日及び休日			28,000円
	引込みクレーン式アンローダ	1基30分につき			23,100円
荷さばき地	未舗装箇所	1平方メートル1日につき		4円20銭	
	舗装箇所			6円30銭	
上 屋		15日までの期間	1平方メートル1日につき	15円75銭	
		16日から30日までの期間		31円50銭	
		30日を超える期間		63円	
野積場	未舗装箇所	1平方メートル1日につき		4円20銭	
	舗装箇所			6円30銭	
給水施設		外航船舶	執務時間内	給水量1トンにつき	350円
		内航船舶			367円50銭
		外航船舶	執務時間外	給水量1トンにつき	525円
		内航船舶			551円25銭

備考1 外航船とは、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。
 2 内航船とは、外航船舶以外の船舶をいう。
 3 使用料の総額が100円未満であるときは100円とする。

入港料

「入港1回につき、総トン数1トンまでごとに」

外航船舶	2円	内航船舶	1円5銭
------	----	------	------

(ただし、総トン数700トン未満の船舶は免除)

魚釣園使用料

大人(中学生を除く15才以上のもの)	200円
小人(小学生、中学生)	100円